

申請・届出書 R4 Ver.20.20 のリリース

申請・届出書 R4 Ver.20.20 のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 発行プログラム | 3. システムの対応内容 (予定) |
| 2. リリース時期 | 4. 連動可能な製品バージョン |

1. 発行プログラム

システム名	バージョン	(データ変換対象)	(保守加入対象)
申請・届出書 R4	Ver. 20.20 ※1	Ver. 17.20 以降 ※ 2	19.10 以降
申請・届出書 R4 電子申告更新用	e3 ※3	—	—

※1 20.2 用のライセンスが必要です。

また、E i ボード 20.30 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 データ選択画面に表示される「旧データ」は Ver. 17.20～20.11 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン (Ver. 20.20) で使用できるようになります。

(参照「[3-4. Ver. 17.11 以前のデータ変換について](#)」)

※3 更新の対象は、申請・届出書 R4 Ver. 20.20 以降です。

2. 日程 (予定)

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2021 年 1 月 6 日 (水)
エプソン会計システム「マイページ」	
出荷切替 (Ver. 20.11)	2021 年 1 月 15 日 (金)

申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて

申請・届出書 R4 (Ver.20.20) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e3)

および電子申告 R4 (Ver.20.14) の公開も同日 (2021 年 1 月 6 日) を予定しています。

対応概要につきましては、電子申告 R4 のシステムインフォメーションをご確認ください。

3. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応予定は以下のとおりです。

3-1. 様式対応

■国税

公開されている国税庁の申請・届出様式等に合わせてフォームを変更します。

以下の帳票を追加する予定です。

追加	<ul style="list-style-type: none">・「消費税申告期限延長不適用届出書」（電子申告不可） 令和2年度税制改正において、消費税申告期限の延長の特例が創設され、Ver. 20.11で「消費税申告期限延長届出書」に対応しました。この提出期限の延長をやめようとする場合には、適用をやめようとする事業年度（又は連結事業年度）終了の日の属する課税期間の末日までに、「消費税申告期限延長不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出します。 (参考：国税庁) [手続名] 消費税申告期限延長不適用届出手続 →この帳票は、現時点ではe-Tax未対応のため電子申告できません。(電子申告不可) →(法人)「04.消費税」タブに追加します。
	<ul style="list-style-type: none">・「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」 源泉徴収義務者が源泉所得税及び復興特別所得税を納付する際に誤って正当税額を超えて納付した場合に、その正当税額との差額の還付を受けるために行う手続です。 (参考：国税庁) [手続名] 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付請求 →「誤納額の計算内容」の「差引(A-B)」の「税額」がマイナスの場合は、メッセージを表示するようにします。 →(個人)(法人)「03.源泉所得」タブに追加します。

以下の帳票のフォームを変更する予定です。

変更	<ul style="list-style-type: none">・「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」と・「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」は ↓・「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」にまとめられる予定です。 <p>令和2年の税制改正の「納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化」により、届出書等に、異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載すると、異動後の振替納税の手続きが不要となり、異動後も継続して振替納税の継続を可能となります。令和3年1月1日以後に提出する届出書から実施されます。</p> <p>→(個人)「02.所得税」タブに追加します。</p>
----	--

3-2. 国税の電子申告対応

e-Tax の手続きに対応します。

追加	<ul style="list-style-type: none"> ・「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」 ・「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」
変更	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費税及び地方消費税の更正の請求書」(個人用) <p>課税期間の至の日付により手続名を変更します。</p> <p>① 2020/01/01 ≤ 課税期間 至 、課税期間 至が未入力の場合 手続名：消費税の更正の請求(令和2年1月1日以後終了する課税期間用)</p> <p>② 2019/10/01 ≤ 課税期間 至 ≤ 2019/12/31 の場合 手続名：消費税の更正の請求(令和1年10月1日以後終了する課税期間用)</p> <p>③ 課税期間 至 < 2019/10/01 の場合 手続名：消費税の更正の請求(平成27年4月1日以後開始する課税期間用)</p>
削除	<ul style="list-style-type: none"> ・「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」 ・「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」 <p>→この2帳票は、電子申告ができなくなるため、(電子申告不可)を表示します。</p>

3-3. その他変更内容

■ (個人) 共通基本情報の納税地情報を顧問先基本情報変更画面に反映

他のアプリケーション(所得税 R4 等)にて共通基本情報設定画面の納税地(「住所地と同じ」「事業所」「事務所」「居所」)を変更した場合に、データ選択時および基本情報変更(F4)をクリックした時に、共通基本情報の納税地情報を基本情報に反映するように変更します。

(従来は、「共通基本情報変更」画面で「確定」しないと反映されなかった)

■ 異動届出(地方税)の「支店等の新設・廃止」を選択した場合のチェック

「閉じる」時やプレビュー表示時に「異動事項等」の欄の「支店等の新設・廃止」を選択し、「支店・出張所・工場等」が未入力の場合、エラーメッセージを表示するように変更します。

(理由)

「支店等の新設・廃止」を選択した場合、「明細」ボタンをクリックしても反応がなく、「支店・出張所・工場等」の入力が必要であることに気づかないため。

3-4. Ver.17.11 以前のデータ変換について

申請・届出書 R4Ver.17.11 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。申請・届出書 R4Ver.20.20 起動時に Ver.17.11 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.17.20 のデータに変換されます。Ver.20.20 でデータを使用する場合は、さらに「旧データ」変換をおこなってください。

以上、よろしくお願いたします。